

選定療養による リハビリテーションのご案内

当院では、保険診療の範囲を超えたリハビリテーションを希望される患者さんに「選定療養によるリハビリテーション」を行っています。

「もっと集中的なりハビリを受けたい」「リハビリを継続したい」という方は、健康保険の一部負担金とは別に下記選定療養費をお支払いいただくことで更にリハビリテーションを受けることができます。

サービス内容及び選定療養費

選定療養によるリハビリテーション	1単位(20分)につき	2,750円(税込)
------------------	-------------	------------

いずれの疾患でも同金額

利用条件

- 患者の治療に対する意欲を高める必要があること
- 1日の上限単位を超えてリハビリテーションを行う必要があること
- 上記「標準的算定日数」を超え、かつ月13単位を超えて行う場合において、次の①または②に該当すること
 - ①リハビリテーションの継続により症状の改善が期待されること
 - ②リハビリテーションが治療上有効であると判断されないこと(維持期リハの場合)
- 選定療養によるリハビリテーションの内容や頻度について医師の診察があること



イメージキャラクター
みどりちゃん



保険診療のルールでは、リハビリテーションを実施できる時間(※1)や期間(※2)が決められています。

- ※1 患者1人につき1日合計6単位まで(別に厚生労働大臣が定める患者については1日合計9単位まで)(1単位=20分)
- ※2 「標準的算定日数」といい、リハビリテーションの種類ごとに下記のとおり算定上限日数が定められています。

疾患別リハビリテーション標準的算定日数

心大血管疾患 リハビリテーション料(I)	脳血管疾患等 リハビリテーション料(I)	廃用症候群 リハビリテーション料(I)	運動器 リハビリテーション料(I)	呼吸器 リハビリテーション料(I)
150日	180日	120日	150日	90日

上記期間を過ぎると1月13単位までとなります。

希望の方は、主治医または担当セラピストまでお申し出ください。



医療法人医誠会

医誠会国際総合病院

Medical Corporation ISEIKAI